平成 27 年(2015 年) 8月 31 日第 3 回常任委員会決定令和元年(2019 年) 5月 17 日第 7 回総会一部改正

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・推進を図り、各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。